

処遇改善加算の対象サービス事業所・施設の管理者 様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等に関する届出について（通知）

令和 6 年度の届出に当たっては、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 6 年 3 月 15 日付け老発 0315 第 2 号厚生労働省老健局長通知、以下「国通知」という。）に留意の上、下記により必要書類を提出願います。

記

1 令和 6 年度介護報酬改定（加算の一本化）について

令和 6 年度介護報酬改定において、介護職員等処遇改善加算（以下「旧処遇改善加算」という。）、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、3 つの加算を合わせて「旧 3 加算」という。）の各区分の要件及び加算率を組み合わせるかたちで、令和 6 年 6 月から「介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）へ一本化されます。

旧 3 加算から新加算への移行、経過措置、新加算の要件、賃金改善の内容等制度に関すること、計画書の記入方法等について、国通知のほか、以下の参考資料や説明動画等を参照してください。また、これらに関するご不明点は、コールセンターへお問合せください。

※ 以下については、県ホームページからご確認ください。

令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等の届出について

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/syoguukaizen.html>

【参考資料】

- ・ 事業者向けリーフレット（新潟県版）
- ・ 移行検討・補助シート

6 月以降の新加算区分を検討する際の参考ツールです。県への提出は不要です。

【説明動画】

- ・ 介護職員等処遇改善加算のご案内（処遇改善加算の一本化・制度の概要説明）
- ・ 介護職員等処遇改善加算等令和 6 年度の計画書の記入方法について（一般事業者向け・別紙様式 2）
- ・ 介護職員等処遇改善加算等令和 6 年度の計画書の記入方法について（新規算定事業所向け・別紙様式 7）

【コールセンター】

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号： 050-3733-0222 受付時間： 9 時～18 時（土日含む）

繋がりにくい場合は、時間をおいておかけ直してください。

2 令和 6 年度処遇改善計画書の提出について

令和 6 年度に旧 3 加算及び新加算の算定を行う場合は、処遇改善計画書（以下「計画書」という。）の作成・提出が必要です。

上記 1 の参考資料、説明動画を確認後、計画書を作成してください。事業者規模・旧 3 加算の算定状況により作成・提出する様式が異なりますので、注意してください。また、令和 6 年度介護報酬改定に伴う事業者の負担を考慮し、事務作業の平準化のため、国通知で定める計画書及び体制等届出書の提出期限を延長することとします。（新潟県独自の扱いです。他自治体への提出期限は提出先へ別途確認してください。）

※ 様式は、県ホームページからダウンロードしてください。

令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等の届出について

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/syoguukaizen.html>

(1) 提出書類

- ・ 介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書（令和 6 年度）

以下のいずれかを作成・提出してください。

① 同一法人内の事業所数が 10 以下の場合・・・・・・・・・・別紙様式 6

② 令和 6 年 3 月時点で加算未算定の事業所が

新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合・・・・・・・・・・別紙様式 7

③ ①②以外の場合・・・・・・・・・・別紙様式 2

※ それぞれの様式の Excel ファイルに、旧 3 加算と新加算の計画を記載するシート・記入欄があります。

- ・ 特別な事情に係る届出（別紙様式 5） ※該当ない場合は不要。

- ・ 体制等届書（別紙 2 に別紙 1－1 又は 1－2 を添付）

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 2）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅・施設サービス）（別紙 1－1）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）（別紙 1－2）

※ 体制等届の様式は、令和 6 年 4 月から変更となります。詳しくは、「介護給付費算定に係る体制等届出について（通知）」（高齢第 2051 号令和 6 年 3 月 28 日新潟県高齢福祉保健課長通知）を参照してください。

※ 令和 6 年 6 月以降（新加算）の加算区分については、全ての事業所について提出が必要です。また、令和 6 年 4・5 月に旧 3 加算を新たに算定する場合、加算区分を変更する場合は当該変更に係る届出も併せて提出が必要です。

(2) 提出期限

【令和6年度介護報酬改定に伴う特例（令和6年7月1日算定まで）】

		旧3加算を 新規算定する場合 区分変更する場合	旧3加算を 区分変更しない場合
処遇改善 計画書	旧3加算 (4・5月)	令和6年4月15日(月)	令和6年6月1日(土)
	新加算 (6月以降)	令和6年4月15日(月) ※ 6月15日(土)まで 変更可能。	令和6年6月1日(土) ※ 6月15日(土)まで 変更可能。
体制等 届出書	旧3加算 (4・5月)	令和6年4月15日(月)	提出不要
	新加算 (6月以降)	令和6年6月1日(土) ※ 6月15日(土)まで 変更可能。	令和6年6月1日(土) ※ 6月15日(土)まで 変更可能。

※ 旧3加算と新加算の計画書は、一つのExcelファイルで一体的に作成する様式となっていますので、計画書は新旧加算あわせて一つのExcelファイルを提出してください。

※ 旧3加算を新規算定・区分変更する場合で、4月15日までに提出された計画書に新加算に係る体制等届出書が添付されていない場合は、県において計画書及び旧3加算に係る体制等届出書を確認後、電子申請システムで返却処理を行いますので、6月1日までに新加算に係る体制等届出書を添付（修正入力）し、提出してください。

※ 一度提出した計画書及び体制等届出書を変更する場合は、高齢福祉保健課へご連絡ください。

【通常の扱い（令和6年8月1日算定以降）】

加算を算定する前々月の末日まで

3 変更届出書の提出について

既に提出した計画書について以下の事項に変更があった場合は、「別紙様式4 変更に係る届出書」（以下「変更届出書」という。）の提出が必要です。

変更事項	別紙様式4に 添付する書類	提出期限
会社法の規定による吸収合併、新設合併による計画書の作成単位の変更	別紙様式4のとおり	速やかに

変更事項	別紙様式 4 に 添付する書類	提出期限
加算を算定する事業所に 増減があった場合 ① 事業所を追加する場合 ② 一部の事業所を廃止する 場合	①の場合 別紙様式 4 のとおり 体制等届出書 ②の場合 別紙様式 4 のとおり	①の場合 居宅サービス 変更月の前月の 15 日まで 施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 速やかに
算定要件の適合状況の変 更等により加算区分に変 更が生じる場合 ① 加算区分を上げる場合 ② 加算区分を下げる場合	①の場合 別紙様式 4 のとおり 体制等届出書 ②の場合 別紙様式 4 のとおり 体制等届出書	①の場合 居宅サービス 変更月の前月の 15 日まで 施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 変更月の前月の末日まで
就業規則（介護職員の処遇 に関する内容）を変更した 場合	—	実績報告の提出時

4 実績報告書の提出について

令和 6 年度実績報告書の提出期限は、令和 7 年 7 月末とする予定です。このことについては、後日、通知します。

なお、令和 6 年度中に加算を算定する全ての事業所を廃止した場合、最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要ですので、高齢福祉保健課へ連絡してください。

5 提出方法について

新潟県電子申請システムによるオンライン届出

（オンラインによる提出ができない場合は、高齢福祉保健課へご相談ください。）

オンライン届出について

① 以下の URL から、新潟県電子申請システムの手続きページにアクセスしてください。

○ 計画書の提出

【高齢】令和 6 年度介護職員処遇改善加算等計画書の届出

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10729

○ 変更届の提出

【高齢】令和 6 年度介護職員処遇改善加算等変更届

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10735

- ② 利用者登録しない場合は、「利用者登録せずに申し込む」を選択し、連絡先メールアドレスを入力してください。このメールアドレスに申請画面の URL が記載されたメールが送信されます。（利用者登録することも可能ですが、必ずしも必要ありません。）
- ③ ②の URL から申請画面にアクセスし、必要事項を入力、提出書類の Excel ファイルを添付し、送信してください。
- ④ 整理番号とパスワードが記載された受付完了メールが送信されます。届出の内容を修正する場合等に必要ですので、保存してください。
- ⑤ 届出の内容に誤りがあった場合は、電子申請システム画面上部の「申込内容照会」から修正可能です。



旧 3 加算から新加算への移行、経過措置、新加算の要件、賃金改善の方法、計画書の記入方法等についてのお問合せ先

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号： 050-3733-0222

受付時間： 9 時～18 時（土日含む）

※ 繋がりにくい場合は、時間をおいておかけ直してください。

担当：高齢福祉保健課介護サービス係
TEL：025-280-5193